

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十九年九月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住 所	賃借権の設定等を受ける土地	面積(㎡)
氏名又は名称			所 在	
黒田 正純		呉市豊浜町豊島三〇九〇番地	呉市豊浜町大字豊島字中山二九二五番一ほか九筆	一、九二二・三
株式会社広島アグリネツトファーム		広島市安佐南区長束六丁目八番四六号	三原市鷺浦町向田野浦二五四三番三ほか一筆	一〇、六九〇
井上 英昭		三原市久井町和草七〇番地	三原市久井町和草字赤錆一二〇六番一ほか一筆	五、二九八
村上 義伸		尾道市因島重井町六二四八番地	尾道市因島重井町字大早五六六番	二、七七一
村上 久男		尾道市因島外浦町七六六番地	尾道市因島中庄町字仁井屋新開五一九八番	五、一三〇
合同会社福福宮農		三次市吉舎町敷地三五六五番地一	三次市吉舎町敷地字福渡二九六六番一ほか四一筆	八〇、三三二
有限会社有田園芸農場		東広島市安芸津町木谷四八二〇番地	東広島市安芸津町木谷字本江四六一八番一	一、八〇〇
農事組合法人ファーム西田口		東広島市西条町田口四三二番地	東広島市西条町田口字井ノ邑五八八番三	二四二
農事組合法人ファーム志和		東広島市志和町内二五五八番地	東広島市志和町内字日詰谷二三七番三ほか七筆	一一、二二四
農事組合法人ファーム・おだ		東広島市河内町小田二五一七番地五	東広島市河内町小田字竹之元一八九二番ほか二筆	三、五四三
農事組合法人ファーム・おだ		東広島市河内町小田二五一七番地五	東広島市河内町小田字松田一九八番ほか四筆	三、一七一
農事組合法人かみみなが		東広島市西条町上三永一七九七番地	東広島市西条町上三永字反一四七二番一ほか一筆	二、八六八
農事組合法人ファームたかはち		東広島市志和町別府一五二七番地二	東広島市志和町別府字岸一三二五番一ほか五筆	八、四六三
今桐 玄郎		安芸高田市高宮町原田一二六〇番地	安芸高田市高宮町原田字竜王山二九七一番地八一ほか一筆	一三、〇三八
峰商事合同会社		江田島市大柿町飛渡瀬三六三番地一	江田島市江田島町江南二丁目二九七四番三ほか一筆	一、六五四
峰崎 泰昌		江田島市江田島町小用二丁目一〇番	江田島市江田島町幸ノ浦一丁目一三一八二番三	一、一〇〇

松原 秀樹	五四号	廿日市市大野四一 六一番地	江田島市江田島町幸ノ浦一 丁目一三一八二番三	四、四二一
原田 勝	世羅郡世羅町大字 青近一六二七番地	世羅郡世羅町大字 西上原字 信実一二八八番一ほか二二 筆	一一、一七二	
有限会社重永農産	世羅郡世羅町大字 重永一三〇八番地	世羅郡世羅町大字重永字源 州波一五一一番一ほか二筆	四八七	
農事組合法人黄金の里 井関	神石郡神石高原町 井関二〇三八番地	神石郡神石高原町井関七六 七番一ほか二六筆	二二一、二二二・ 五	

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十九年九月十一日から平成二十九年九月二十五日まで